

損害賠償額の決定について

医療事故に関する損害賠償額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事故名 県立中部病院において、化学療法のための静脈路確保目的で行った中心静脈カテーテル挿入術の際に胸腔内に出血を来たし患者が死亡した医療事故
- 2 当事者 損害賠償請求者
[REDACTED]
[REDACTED]
損害賠償支払者
那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 事故発生年月日 平成26年8月6日
- 4 事故発生場所 うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
- 5 損害賠償額 17,313,812円

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。